

営繕工事における「週休2日工事」試行要領

令和7年4月8日 制定

西都市

(趣旨)

第1 この試行要領は、西都市が発注する建設現場の「週休2日」の確保に向けた課題を把握し、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために「営繕工事における週休2日工事」の試行手続き、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で、次の各号に掲げる用語の意義はこの各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完成日までの日数をいう。

なお、準備期間、後片付け期間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間並びに発注者があらかじめ対象外としている内容に当てはまる期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 「現場閉所（現場休息）率」とは、現場閉所（現場休息）日数の対象期間に占める割合をいう。

(6) 「4週8休以上」とは、現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。

（試行の対象）

第3 週休2日工事の試行対象は、西都市が発注する営繕工事（建築工事に係る建築、電気、管、塗装、防水、解体とし、設計金額が200万円未満の工事を除く）とする。ただし、災害時の応急工事など週休2日を確保することが困難な工事は対象外とすることができる。

2 週休2日工事は、入札公告（指名通知）及び現場説明書などで対象工事であることを記載するものとする。

（実施手続）

第4 受注者は、工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。

週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次項から第6項までの規定は適用しない。

- 2 受注者は、工事着手から完成までの計画工程表を作成し、工事請負契約後 14 日以内に監督員の確認を受けるものとする。

なお、計画工程表には、工事着手日、現場閉所（現場休息）日及び完成予定日を時系列で明示する。

- 3 受注者は、工事着手後に現場閉所（現場休息）日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪などで予定外の現場閉所（現場休息）を行うときは、そのことを監督員に連絡するものとする。

- 4 監督員は、受注者から提出を受けた計画工程表により定期的に現場閉所（現場休息）日数を確認するものとする。

- 5 受注者は、週休 2 日工事に取り組むことを工事看板などに明示するものとする。

- 6 受注者は、週休 2 日工事の取組結果について現場閉所（現場休息）実績が記載された実施工程表などを付けて発注者に報告するものとする。

（工事費等の積算及び変更方法）

- 第 5 対象工事については、週休 2 日工事に取り組むことを前提に、当初設計から別表の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を算出し、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、現場閉所（現場休息）率が 4 週 8 休未満（現場閉所（現場休息）率 28.5%未満）となった場合（受注者が週休 2 日工事の取組を希望しない場合を含む。）は補正係数を除した変更を行うものとする。

（注意事項）

- 第 6 週休 2 日工事を実施するときは、次の各号に注意するものとする。

(1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に揚げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害などの緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ その他必要と認められる場合

(2) 一つの工事現場において、複数の工事が重複する場合（分離で工事を発注した場合を含む。）など、全体工程に遅延が生じる恐れがある場合は、それぞれ十分な施工期間を確保するとともに、工場製作のみを実施した期間を対象期間から除外するなど、受注者と協議してあらかじめ適切な「対象期間」を設定することとする。

また、工事の一時中止等、工事着手後に「対象外としている内容に該当する期間」を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議し、適切な「対象期間」に設定し直すこととする。

(3) 監督員は、現場閉所（現場休息）の確認に当たっては、新たな書類作成等により受注者の事務負担が増大しないよう留意し、工事打合簿等の既存資料の活用に努めるとともに、現場閉所（現場休息）前日の指示等を控えるなど、現場閉所（現場休息）中の作業が発生することがないように配慮することとする。

附 則

この試行要領は、令和7年4月8日から施行する。

別表

【週休2日工事の補正係数】

- ・労務費
- | | |
|--------|------------|
| 1. 0 5 | (令和7年5月まで) |
| 1. 0 2 | (令和7年6月以降) |